

み1-1 人権と平和の尊重

施策の目標

人権が尊重され、平和を尊ぶ社会をめざします。

現状と課題

さまざまな場所で起きているいじめや体罰の問題、子ども・高齢者などへの虐待、世界で多発する紛争や、武力を背景とした平和に対する脅威など、人権・平和を取り巻く状況は非常に多様化・複雑化しています。

西東京市では、子ども、高齢者、女性、外国人など、すべての人の人権が守られ、住みやすい地域社会であるために、人権に関する普及啓発事業などを行ってきました。

また、「西東京市平和の日」を定め、非核・平和都市を宣言し、平和に関する普及啓発活動事業などを行ってきました。

子どもの頃から人権を理解し、すべての人が人権尊重意識を高め、地域全体で問題の解決を図っていくことが課題となっています。

また、平和事業については、終戦から時が経つにつれて戦争の体験者が高齢化し、青少年への体験談の継承などが課題となっています。

●市のデータ（図・表）、写真

※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

◆人権意識と平和意識の醸成のための教育、普及活動

●成果指標

○課題解決に向けた視点

み1-1-1 人権尊重意識の醸成を進めます

さまざまな場所で起きている、いじめや体罰、虐待、暴力などは、人権に対する重大な問題です。

すべての人の人権が尊重されるよう、学校をはじめとしてさまざまな場で、発達段階や実情に応じた人権啓発活動を進めます。

また、関係機関などと連携しながら、多様化する人権問題への対応や啓発活動の充実、特に多くなっている家庭内暴力（DV）やいじめ、虐待などから救い出す体制の強化を図ります。

●市のデータ（図・表）、写真など

※必要に応じて掲載

み1-1-2 平和意識の醸成を進めます

私たちの平和の望みにも関わらず、世界各地で国際紛争が多発しており、日本人が巻き込まれて犠牲になる事件も報道されています。

核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現をめざした「非核・平和都市宣言」に基づき、「西東京市平和の日」などを活用して、戦争体験者が少なくなる中、戦争体験を風化させないように次世代に継承する取り組みや、平和の意義を考えていく啓発活動を進めます。

み1-2 国際化の推進

施策の目標

異なる文化の人々との交流を通して、さまざまな生活、習慣、文化などに対する理解を深めるとともに、外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

現状と課題

経済のグローバル化が進展し、国内の国際化はますます進んでいます。観光やビジネスによる国際交流はもちろん、日本に住む外国人は全国的に増加傾向にあります。外国の文化や伝統などに対する理解を深めるとともに、多様なものの見方と考え方の違いに対する理解（認めあい）と共存が求められています。

西東京市でも、外国籍市民が増加傾向にあり、子どもから高齢者まで多くの市民が国際理解を深め、また国際感覚を養い、日本人・外国人ともに市民として社会に参画していくことを目的に、多文化共生センターなどを通じ、多文化共生社会の形成を進めてきました。

今後は、引き続き、市民と外国籍市民の地域交流を促進していくとともに、外国籍市民が、地域での生活に不便を感じないようサポート体制の充実に努めていく必要があります。

●市のデータ（図・表）、写真

※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆多文化共生センター、公民館活動などを活用した地域交流
- ◆外国籍住民への情報提供による生活支援

●成果指標

○課題解決に向けた視点

み1-2-1 多文化共生社会の形成を進めます

社会経済の国際化が進む中、外国籍市民が増加しています。

国籍や文化的背景など、お互いの違いを認めあいつつ、同じ地域に暮らす住民として、ともに生きる多文化共生社会の実現をめざし、日本や世界の文化・伝統に触れる機会を充実させるとともに、学校教育において外国人とも積極的にコミュニケーションを図る態度を育てるなど、外国籍市民との相互理解を図る取組を進めます。

また、地域交流や地域の活動団体との連携などにより、市民との協働による国際化対応を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真など

※必要に応じて掲載

み1-2-2 外国籍市民へのサービスの向上を支援します。

外国籍市民が住民基本台帳に登録されるようになり、行政情報の周知徹底、相談やサポート体制の整備など、外国籍市民に対する行政サービスの向上がますます求められます。

外国語による便利帳やホームページ、各種パンフレット、案内表示の整備など、外国語による情報提供（情報発信）の体制づくりを進めます。

また、地域の活動団体との連携を進めて、外国籍市民の支援などの取組を進めます。

み1-3 男女平等参画社会の推進

施策の目標

男女が対等なパートナーとして協力しあい、一人ひとりが自分らしく自立し、個性と能力が発揮できる社会をめざします。

現状と課題

男女共同参画社会の考え方は、男女が一個人として社会のあらゆる分野に参画する社会の実現をめざした目標で、基本的人権の尊重に係わる重要な課題です。

国では平成 22 年に「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定し、また東京都では平成 24 年に「男女平等参画のための東京都行動計画 2012」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、男女共同参画社会の推進に努めています。

西東京市では、男女共同参画社会の実現をめざし、情報誌の発行やフォーラムの開催などの啓発活動、女性の人権擁護のための相談支援を進めてきました。また、男女平等推進センターパリテを中心として、家庭内暴力（DV）などの女性を取り巻く暴力の問題を含めた女性相談の専門化・高度化への対応を図るとともに、情報提供の充実や交流機会の促進、市民活動などへの支援を進めてきました。

今後は、就業形態や価値観の多様化、核家族化などによる相談内容の多様化に対応した事業の充実が必要です。また、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現を推進するため、男女平等推進センターパリテの相談業務の充実を図るとともに、市民・団体・NPO との交流やネットワークづくりの取組が必要です。

●市のデータ（図・表）、写真

※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆男女平等推進センターパリテを中心とした活動
- ◆女性相談体制の充実

●成果指標

○ 課題解決に向けた視点

み1-3-1 男女平等推進センター機能の充実を図り、男女平等参画への取組を進めます

性別に関わりなく、一人ひとりが個性を発揮し、職場・家庭・地域社会などのあらゆる場にだれもが対等な立場で参画する男女平等参画社会の実現は継続して進めるべき課題です。

男女平等参画推進計画に基づき、あらゆる場での男女平等が促進されるよう、男女平等推進センターパリテを中心として、市民・団体・NPO と連携しながら、講座の開催や交流機会の拡大、男女平等についての情報の提供を進めます。

また、市政においても、行政委員会や審議会などへの女性の参画を促進します。

さらに、女性をめぐる健康上の問題や女性に対する暴力などの多様な問題に対応するための相談体制の強化を図るとともに、女性も男性も個人として尊重しあえる意識を醸成し、仕事・家庭・地域生活の調和がとれたワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発活動を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真など

※必要に応じて掲載

み2-1 市民主体のまちづくりの推進

施策の目標

地域の絆を大切にし、市民の活動の場や機会を充実させるとともに、市民が主体的にいきいきとまちで暮らすための環境を整えます。

現状と課題

東日本大震災の教訓から、地域の力でまちを守ることへの関心が高まるとともに、地域の絆や地域の助けあい・支えあいの重要性が再認識され、地域のコミュニティ活動や市民活動への関心が高まっています。また、少子高齢化・核家族化の進行に伴い、高齢者の見守りや子育て支援など、地域が抱える課題の対応への市民の協力が必要となっています。

西東京市では、コミュニティ活動・市民活動と連携した市民主体のまちづくりを推進するとともに、コミュニティ施設の改修や公共施設予約サービスの導入など、コミュニティ活動・市民活動を行いやすい環境づくりに取り組んできました。

今後は、地域コミュニティ活動や市民活動を促進するための環境づくりやコミュニティ施設の充実などの支援を進めるとともに、希薄化した地域コミュニティにおける地域の絆の必要性を再認識し、地域を担う組織や団体との連携・協力体制づくりを進め、地域コミュニティの担い手の発掘や育成、世代間交流の促進などにより、安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。また、地域コミュニティを担う自治会・町内会などの活動実態を把握し、市民への情報提供や自治会・町内会への加入促進などを図り、ネットワーク化に向けた検討を行うなど、地域コミュニティの再構築に向けた取組が必要です。

●市のデータ（図・表）、写真

※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆地域コミュニティ活動、市民活動への支援
- ◆地域コミュニティの担い手の発掘や育成、世代間交流の促進
- ◆コミュニティ施設の充実

●成果指標

○課題解決に向けた視点

み2-1-1 地域コミュニティ強化の取り組みを進めます。

地域コミュニティを担う自治会・町内会などの地域組織に参加する人が少なくなり、地域コミュニティの希薄化がみられます。その一方で、東日本大震災により、地域の絆、地域の助けあい・支えあいの重要性が再認識されました。

また、地域のコミュニティ活動は、防火防災・防犯の面や、地域での高齢者・子どもの見守りの面など、さまざまな面での必要性や重要性が指摘されています。

地域を担う組織や団体との連携・協力体制づくりを進めるとともに、市民への情報提供や意識啓発などにより地域組織への加入促進を図ります。

また、活動しやすいような環境の充実を図るとともに、地域コミュニティの担い手の発掘や育成に取り組めます。

み2-1-3 ボランティア活動を推進します

地域コミュニティを再構築させるためには、市民の主体的な活動を活性化することが重要です。ボランティアは、そのような市民主体の活動を進める上で大きな役割を担います。

ボランティアをしたい人、してほしい人のマッチングをするなど、ボランティア活動に関する情報提供を行い、西東京ボランティア・市民活動センターなどと連携して、ボランティア活動の支援を行います。

また、地域の活動に子どもたちの参加機会を設けるなど、ボランティア活動の担い手を増やす取組を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真など

※必要に応じて掲載

●市のデータ（図・表）、写真など

※必要に応じて掲載

み2-2 協働のまちづくりの推進

施策の目標

まちづくりに参画する市民や団体と行政が、お互いに理解を深め、それぞれの長所を活かしながら力を出し合い、協働でまちづくりを進めることをめざします。

現状と課題

私たちの地域社会は、価値観の多様化や少子高齢化などにより大きく変化しており、多様な市民の意向を市政に生かしていくことが求められています。

西東京市では、市民参加条例を制定し、市の政策形成過程における市民参加の仕組みの充実と強化を図り、市民ニーズにあった企画・立案を行ってきました。また、「市民活動団体との協働の基本方針」を策定するとともに、市民協働推進センターゆめこらぼの設置など、協働のまちづくりに向けた基盤整備を進めてきました。市民参加と協働のまちづくりを推進するためには、市民の市政への関心を高めるとともに、市民活動団体・NPO との連携強化が重要です。

今後は、こうした取組みを基本に、市民活動団体・NPO の自立や経営基盤強化といった視点から、協働・連携を検証するとともに、市民活動団体・NPO が環境の変化に対応して自立した活動をするために、行政がその支援・育成に取り組むことが必要です。

また、市内の大学や企業との連携をより一層進めることによって、より魅力的な公共サービスを提供していくことが必要です。

施策推進のためのキーワード

- ◆市民活動団体・NPO などの自立に向けた育成、支援
- ◆市民活動団体・NPO・企業・大学との連携によるまちづくり

●成果指標

○課題解決に向けた視点

み2-2-1 市民参加を機軸としたまちづくりを進めます

少子高齢化、核家族化、国際化の進展など、私たちの地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきており、市民の価値観も多様化しています。多様な市民ニーズに的確に対応していくために、さまざまな立場の市民の意見を幅広く聞きながら、政策形成に活かすことが必要です。

西東京市市民参加条例に基づき、政策形成過程において市民意見を的確に取り入れるために、審議会などの市民公募枠の確保やパブリックコメント、市民説明会、市民ワークショップなどの実施のほか、新たな市民参加の手法についても検討を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真など

※必要に応じて掲載

み2-2-2 協働のしくみづくりを進めます

市民と市との協働を円滑に進めるための情報提供や支援などのしくみが必要です。

市民との協働によるまちづくりを進めるために、市民協働推進センターゆめこらぼを拠点として、市民活動団体・NPO などの自立に向けた育成や支援を行い、新たな活動の担い手の育成や市民と市の協働の一層の活性化を図ります。

また、大学と人材育成や生涯学習の面で相互協力を行うなど、市民活動団体・NPO・企業・大学が連携したまちづくりに取り組みます。

さらに、市民活動団体と行政との相互理解を深めるため、協働の基本方針・マニュアルの職員への周知・徹底を図り、協働の必要性や具体的な進め方などについて職員研修を充実します。

み3-1 開かれた市政の推進

施策の目標

市民と市との双方向の情報交流を促進するとともに、市民が情報を得やすいしくみを整え、市政への市民参加を推進するための積極的な情報公開をめざします。

現状と課題

情報技術の進展により、市民と市のコミュニケーション手段は多様化しています。

西東京市では、市報やホームページ、コミュニティラジオなどの情報媒体を充実・活用し、すべての市民が情報を得ることができるよう、市政の情報提供の充実に取り組んでいます。情報公開に関しては、公文書の公開や行政資料の提供を行うとともに、平成21年に国における公文書等の保存・廃棄等についての共通のルールが設定され、自治体においてもこの趣旨に則って適正に公文書を管理する体制の強化が求められています。

今後は、市報の政策広報としての役割の強化、だれにも利用しやすいホームページとして新しいユニバーサルデザインの適用、公文書リストの電子化・ホームページへの公開などを行う必要があります。

また、行政手続きなどの電子化を継続して推進するとともに、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用に向けた検討などにより、市民とのコミュニケーションの一層の充実が課題となっています。

●市のデータ（図・表）、写真

※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆「広報西東京」の充実
- ◆ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用に向けた検討
- ◆市ホームページの利用しやすさの向上
- ◆公文書管理の充実・強化と情報公開の体制整備
- ◆行政手続きなどの電子化継続

●成果指標

○課題解決に向けた視点

み3-1-1 広報広聴の充実に努めます

市民と市とのコミュニケーションを円滑にするために、広報広聴は重要です。

市民が市の情報を得る手段として、広報西東京、ホームページ、コミュニティラジオ、CATV などによる情報発信に加え、情報技術の進展によるツイッターやソーシャルネットワーキングサービス(SNS)など、新たな情報媒体の活用に向けた検討を行うなど、市民とのコミュニケーションの一層の充実に努めます。

また、市のホームページについては、どのような人にとっても利用しやすいものになるように、改善を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真など

※必要に応じて掲載

み3-1-3 行政手続きなどの電子化を進めます

ICTの活用による行政の電子化は、市民に対する行政サービスの質の向上と事務の効率化に大きく寄与します。

地域情報化推進計画に基づき、市政のあらゆる分野において電子化を進めるとともに、市民の利便性を向上させるために、行政手続きの電子化などを継続して進めます。

また、個人情報などを大量に保有する市の情報資産の管理を厳重に行うとともに、その情報を扱う職員に対する情報セキュリティ教育を徹底して実施します。

み3-1-2 積極的な情報公開を進めます

市政の透明性を担保する上で情報公開制度は重要です。

市民からの情報公開請求に対して、対象となる公文書などを迅速に公開するために、公文書の保存及び管理のしくみを整備するとともに、公文書の長期保存にも取り組みます。

また、情報公開手続の電子化について一層の市民周知を図り、インターネットによる情報提供を充実させます。

み3-2 健全な自治体の経営

施策の目標

コスト意識・マネジメント意識をもった行政運営を行うとともに、市民との連携による運営及び市民に便利でわかりやすいサービスの提供をめざします。

現状と課題

国においても自治体においても行財政改革は喫緊の課題です。

西東京市では、平成22年に「地域経営戦略プラン2010」を策定し、行財政改革の推進を図ってきています。

限られた行政資源（予算と職員）の制約の中で、社会動向や環境の変化に柔軟に対応するためには、施策に優先順位をつけて優先度の高い施策に行政資源を集中する「選択と集中」による施策の重点化が必要です。

また、効率的な公共施設の運営のため、「公共施設適正配置基本計画」や「公共施設の適正配置に関する基本方針」を定め、今後の公共施設の適正配置の取組の推進を図ることとしています。

今後は、社会や都市構造の変化に対して柔軟に対応し、安定的な行政サービスを維持するため、引き続き健全な自治体経営を行うとともに、職員の能力向上のための研修の充実や利便性の高い行政サービスの提供、公共施設の適正配置と統合庁舎に向けた検討を進める必要があります。

●市のデータ（図・表）、写真

※必要に応じて掲載

施策推進のためのキーワード

- ◆行財政改革大綱の策定・推進
- ◆公共施設の適正配置・有効活用
- ◆行政評価制度の継続実施
- ◆職員の育成

●成果指標

○課題解決に向けた視点

み3-2-1 行財政改革を推進します

国や自治体において、行財政改革は喫緊の課題です。

社会経済情勢を的確に踏まえ、総合計画事業の着実な推進を図るためには、財政的な裏付けを確保していくことが重要です。そのため、市の現状を見据えた自治体経営の適正化、歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化、効果的なサービス提供のしくみづくりが欠かせないことから、行財政改革を推進し、これらの取組により総合計画を支えます。

●市のデータ（図・表）、写真など

※必要に応じて掲載

み3-2-2 広域行政の推進を図ります

幹線道路、河川、ごみ処理、鉄道連続立体交差事業など、広域的に対応すべき課題については、国、東京都、関連自治体との連携が必要です。

広域的に取り組むことで、より高い効果が得られるような政策・施策については、一部事務組合や広域行政圏協議会による事業を進めます。